

戸田市予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要綱

平成26年3月19日市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、市が締結する契約の予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務の取扱いについて、戸田市契約規則（平成元年規則第14号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 予定価格 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項の規定により定める価格をいい、取引に係る消費税及び地方消費税の額を含むものをいう。
- (2) 最低制限価格 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第2項（令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により定める価格をいい、取引に係る消費税及び地方消費税の額を含むものをいう。
- (3) 調査基準価格 令第167条の10第1項（令第167条の13において準用する場合を含む。）又は令第167条の10の2第2項（令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かを判断するための基準となる価格をいい、取引に係る消費税及び地方消費税の額を含むものをいう。
- (4) 最低制限価格等 最低制限価格及び調査基準価格をいう。

(予定価格設定の適用対象外)

第3条 光熱水費の契約及び物品購入等に係る単価を主目的とする基本的な事項を定めるに過ぎない契約は、予定価格の設定の適用対象外とする。ただし、特定規模電気事業者（新電力、PPS）からの電力供給契約は除く。

(予定価格及び最低制限価格等の決定者)

第4条 予定価格及び最低制限価格等の決定権者は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる者とする。

- (1) 市長が行う契約に係る場合 戸田市職務権限規程（平成13年訓令第1号）別表第1共通専決事項3財務に関する事項の部（6）業者指名・契約の項及び同規程別表第2固有専決事項管財入札課の項に規定する業者指名を専決する権限を有する者。ただし、一般競争入札に付する場合は、総務部長
- (2) 上下水道事業の管理者が行う契約に係る場合 戸田市水道事業及び下水道事業事務専決規程（昭和62年管理規程第11号）別表第2固有専

決事項総務課の項に規定する業者指名を専決する権限を有する者
(予定価格調書の作成)

第5条 予定価格の決定者は、入札及び随意契約の際に予定価格調書を作成するものとする。ただし、令第167条の2第1項各号の規定による随意契約の場合は、予定価格調書の作成を省略することができる。

2 前項ただし書の規定により予定価格調書の作成を省略した場合の予定価格は、当該契約に係る起案書又は戸田市会計規則（平成元年規則第2号）第80条第1号に定める発注伺（契約依頼）書に付するものとする。
(最低制限価格等の設定対象)

第6条 最低制限価格等の設定対象は、設計額が200万円を超える建設工事及び設計額が100万円を超える土木施設維持管理業務委託（道路、河川、砂防、上下水道、公園施設等の機能や構造の維持、保全を図るための業務委託をいう。）並びに建設工事に係る設計、調査及び測量業務委託の入札とする。ただし、総合評価落札方式を適用した入札においては、最低制限価格を設定することができない。

2 前項の規定にかかわらず、設計額が100万円を超える次に掲げる業務委託の入札（総合評価落札方式を適用した入札を除く。）において、最低制限価格を設定することができる。

- (1) 建物管理等業務
 - (2) 警備業務
 - (3) 清掃業務
 - (4) 給食調理業務
 - (5) 電算業務
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
- (最低制限価格等の設定)

第7条 最低制限価格等は、次に定める計算式により算出する。

(1) 建設工事及び土木施設維持管理業務委託の入札については、予定価格算出の基礎となった次に掲げるアからエの合計額の千円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2（上限値）を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2（上限値）を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5（下限値）を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5（下限値）を乗じて得た額とする。

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額（円未満切捨て）

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額（円未満切捨て）

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額（円未満切捨て）

エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額（円未満切捨て）

(2) 建設工事に係る設計、調査及び測量業務委託の入札については、別表に掲げる業種区分ごとに予定価格算出の基礎となった同表に掲げる①から④の合計額の千円未満の端数を切り捨てた額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が次のアからエに掲げる場合においては、当該アからエに定める額とする。

ア 測量業務において、算出した最低制限価格等が予定価格に10分の8.2（上限値）を乗じて得た額を超える場合においては、予定価格に10分の8.2（上限値）を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6（下限値）を乗じて得た額に満たない場合においては、予定価格に10分の6（下限値）を乗じて得た額とする。

イ 建築関係の建設コンサルタント業務又は土木関係の建設コンサルタント業務において、算出した最低制限価格等が予定価格に10分の8.1（上限値）を乗じて得た額を超える場合においては、予定価格に10分の8.1（上限値）を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6（下限値）を乗じて得た額に満たない場合においては、予定価格に10分の6（下限値）を乗じて得た額とする。

ウ 地質調査業務において、算出した最低制限価格等が予定価格に10分の8.5（上限値）を乗じて得た額を超える場合においては、予定価格に10分の8.5（上限値）を乗じて得た額とし、予定価格に3分の2（下限値）を乗じて得た額に満たない場合においては、予定価格に3分の2（下限値）を乗じて得た額とする。

エ 補償関係コンサルタント業務において、算出した最低制限価格等が予定価格に10分の8.1（上限値）を乗じて得た額を超える場合においては、予定価格に10分の8.1（上限値）を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6（下限値）を乗じて得た額に満たない場合においては、予定価格に10分の6（下限値）を乗じて得た額とする。

(3) 第1号の規定により難い土木施設維持管理業務委託の入札、前号の規定により難い建設工事に係る設計、調査及び測量業務委託の入札及び設計額が100万円を超える前条第2項各号に掲げる業務委託の入札については、入札書に入力、又は記載された金額のうち予定価格に110分の100を乗じて得た額以下の全ての入札の平均額の千円未満の端数を切り捨てた額に10分の8を乗じて得た額に、100分の110を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、契約ごとに市長が定める額とすることができる。

3 第1項第1号ただし書及び同項第2号ただし書の規定により上限値を用いて最低制限価格等を算出する場合は、予定価格に上限値及び110分の

100 を乗じて得た額の千円未満の端数を切り捨てた額に100分の110 を乗じて得た額とする。

- 4 第1項第1号ただし書及び同項第2号ただし書の規定により下限値を用いて最低制限価格等を算出する場合は、予定価格に下限値及び110分の100 を乗じて得た額の千円未満の端数を切り上げた額に100分の110 を乗じて得た額とする。

(入札参加者への周知)

第8条 入札に当たっては、入札告示、入札説明書又は指名通知書に最低制限価格等を設けた旨を記載するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(適用除外)

- 2 この要綱による改正後の第7条の規定は、施行日以後に締結する契約で、その契約義務が施行日から起算して6箇月を経過した日以降に完了する契約に適用し、同日前に契約義務が完了する契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに告示又は指名通知したものについては、

なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに告示又は指名通知したものについては、
なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに告示又は指名通知したものについては、
なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに告示又は指名通知したものについては、
なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに告示又は指名通知したものについては、
なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第7条第1項第2号関係）

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

※ 「土木関係の建設コンサルタント業務」及び「補償関係コンサルタント業務」は、使用する積算基準書等の体系により上段、下段を使い分ける。

※ ①から④の額は一円未満を切り捨てる。

※ 複数の業種を一括して発注する場合の第7条第1項第2号の「合計額」は、それぞれの業務の業種区分の①から④を一括合計した金額とする。

※ 複数の業種を一括して発注する場合の第7条第1項第2号ただし書の規定は、設計額が最も大きい主たる業種に係る規定を適用する。

※ 地質調査業務の解析等調査業務費が建設コンサルタント業務の積算方法による場合であっても、地質調査業務の③の欄によって算出する。